

令和8年度滋賀の戦略的県外PR事業に係る公募型プロポーザルに対する質問と回答

	質問	回答
1	「経費見積書」について社印の押印は必要でしょうか。	経費見積書については、公募型プロポーザルの提出書類の一部であるため、「滋賀の戦略的県外PR事業業務プロポーザル参加申請書」など別の提出書類に参加者の記名、押印があれば、経費見積書に押印がなくても問題ございません。